

## 国民年金保険料の納期限が延長されています

平成24年10月から27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料の納付できる期間が、過去2年から10年に延長されています。

これにより、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られたりする可能性があります。

※既に老齢基礎年金を受給している人や65歳以上で老齢基礎年金の受給権がある人は対象外です。

※事前申し込みが必要です。審査により納付できないことがあります。

▼国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-0111-050

050か070で始まる電話の場合

☎03-6731-2015

(専用ダイヤル受付時間)

月～金曜日 8時30分～17時15分

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19時まで延長

第2土曜日 9時30分～16時

※祝日、12月29日～1月3日は除く

☎町民課住民係

☎985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

## 固定資産の現地調査にご協力を！

松前町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の新築、増築、取り壊しなどを調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますので、ご協力をお願いします。

●次のような変更があればご連絡を

①土地の使用状況を変更した場合

②家屋を新築、増築、取り壊した場合(年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません)

③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など)

④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

☎税務課資産係

☎985-4111

年金を受給している人へ

## 町県民税の納税方法をお知らせします

●65歳になった人

昨年度65歳になった年金受給者(昭和22年4月3日～23年4月2日以前に生まれた人)のうち、公的年金等所得に係る町県民税の納税義務のある人は、10月の年金支給分から、町県民税が特別徴収されます。

●65歳以上の人

すでに年金から特別徴収で納めている人は、8月で仮徴収が終了し、10月から本徴収が始まります。対象者には6月に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。

☎税務課町民税係

☎985-4110

## 更新を行います

○重度心身障害者医療費受給者証  
○母子家庭医療費受給者証

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日(日)です。受給者には6月中旬までに案内文書を送付しますので、忘れず更新手続きをしてください。

【重度心身障害者医療費助成】

重度心身障害者がいる者に対して医療費の一部を助成します。

▼対象者(次の手帳をお持ちの人)

①身体障害者手帳1級または2級

②療育手帳(程度による)

③身体障害者手帳3級～6級と療育手帳(程度による)の両方

☎福祉課障がい福祉係

☎985-4112

【母子家庭医療費助成】

母子家庭に対して医療費の一部を助成します。

▼対象者 ①母子家庭の母と児童

②準母子家庭の祖母と孫または姉と弟妹

③父母のない児童

※児童：20歳未満で就職していない人

▼対象除外

①前年(1～6月申請分は前々年)に所得税が課税されている家庭

※税の扶養状況により、課税されていても助成対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭

☎福祉課児童福祉係

☎985-4114

## 介護保険サービス利用者の皆さんへ 負担軽減制度をご利用ください

●社会福祉法人による軽減  
社会福祉法人でサービスを利用する場合に、町が認めた所得の低い人に対して介護サービス(※)利用料を軽減します。  
※訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど(一部を除き介護予防と地域密着型サービスを含む)

●介護保険負担限度額認定  
介護保険施設や短期入所(※)を利用する人の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減します。町民税非課税世帯と生活保護受給者が対象です。  
※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所(予防介護サービス含む)

対象者や軽減割合など、詳しくはお問い合わせください。現在対象者となっている人も、6月末で認定の有効期限です。再度申請をしてください。

☎保険課介護保険係 ☎985-4115

## 開設希望事業者募集 特定施設入居者生活介護

松前町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画により、混合型特定施設入居者生活介護の開設希望事業者を募集します。施設は町が募集と選定を行い、愛媛県が指定をします。  
募集に関して、詳しいことは町ホームページをご確認ください。

1. 整備する施設の内容  
介護付有料老人ホーム(混合型)  
※平成26年度末までに事業の開始ができること。
2. 整備枠  
1施設(40床)
3. 募集期間  
25年8月1日(木)～30日(金)

☎保険課介護保険係 ☎985-4115

## 6月中に提出を 児童手当現況届

児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するため、現況届の提出が必要です。対象者には6月初旬ごろに案内文書を送付します。  
現況届を提出しないと、6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

☎福祉課児童福祉係 ☎985-4114



## 脳の若さを保ち、認知症を予防 「脳元気アップ!教室」

- 日時 7月～10月(全16回)  
毎週木曜日の午前
- 場所 社会福祉法人 エンゼル  
松前町北川原33番地1
- 内容 読み書き・簡単な計算の学習  
30分程度の学習後、談話コーナーで交流
- 対象 町内在住の65歳以上の人で、週1回の教室への参加と毎日10分程度の自宅学習ができる人  
※送迎はありません。
- 定員 24人
- 費用 月額1,800円(教材費込)
- 申込先 社会福祉法人エンゼル  
☎984-6407(担当:田中)
- 申し込み方法 電話など
- 締め切り 6月20日(木)

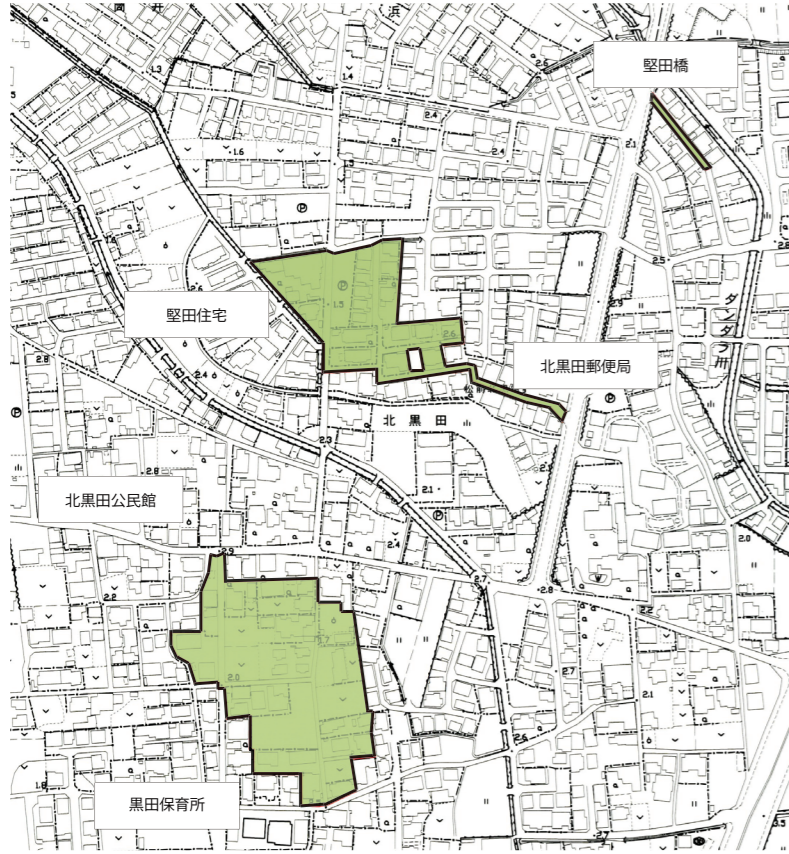
☎社会福祉法人エンゼル ☎984-6407

毎日張りが出てきた

元気が出ます

【参加者の声】

(北黒田地区)

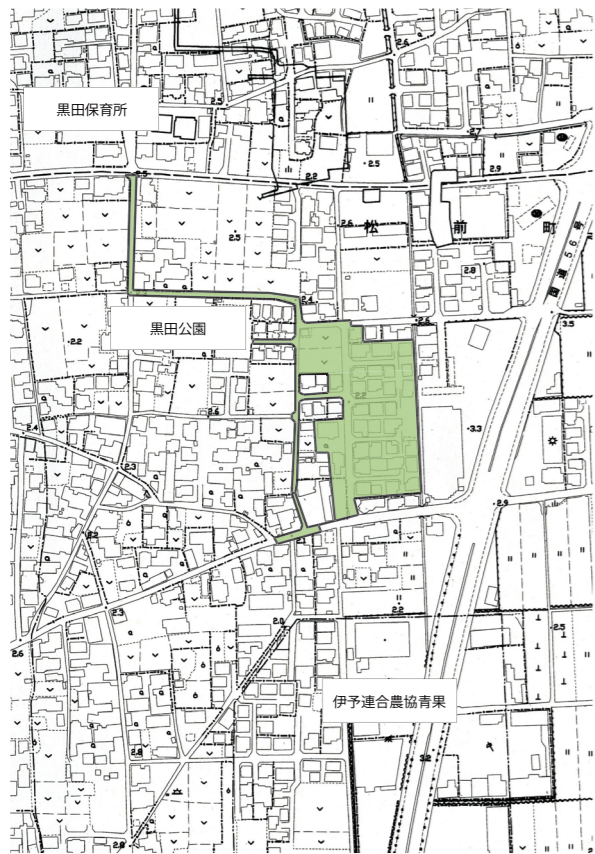


町民の皆さんの快適な生活を支えるため、本年度も公共下水道の整備を予定しています。  
 公共下水道工事(管渠整備と整備に伴う下水道管工事・舗装復旧工事)を行う場所は、次の図のとおりです。(緑色で塗られた部分) 工事中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

公共下水道を整備します

下水道の供用開始区域は、町ホームページをご確認ください。  
 上下水道課 下水道工務係 ☎985-4231  
 下水道業務係 ☎985-4126

(南黒田地区)



(西古泉地区)



計量器定期検査

はかりを取引または証明に使用する人は、計量法により2年に1度の定期検査が義務付けられています。定期検査を必ず受験してください。

日 時	場 所
6月 7日(金) 10時～14時	東公民館
6月 10日(月) 10時～14時	北公民館
6月 11日(火) 10時～14時	西公民館
6月 12日(水) 10時～15時	松前町役場

種類	ひょう量 (最大計量値)	手数料 (1個あたり)
電気式はかり	100kg 以下	1,400 円
	250kg 以下	1,800 円
	500kg 以下	2,200 円
	500kg 超	3,100 円
棒はかり 直線目盛はかり		250 円
その他の 手動式はかり	100kg 以下	500 円
	250kg 以下	900 円
	500kg 以下	1,500 円

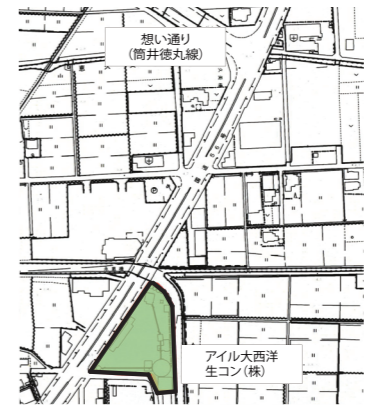
※高精度のはかりの場合、手数料が2倍になる場合あり

産業課商工水産観光係 ☎985-4120  
 愛媛県計量検定所 ☎947-4001

松山広域都市計画変更による  
 説明会・意見陳述会の開催と原案縦覧の開始

松前町では、永田地区の一部で、良好なまちづくりのため、地区計画の都市計画決定の手続きを進めています。そこで、原案の説明会・意見陳述会と原案の縦覧を行います。

※意見がある人は、縦覧の終了後1週間以内に意見書を提出することができます。  
 町まちづくり課計画建築係 ☎985-4124



- ①説明会・意見陳述会
  - 日時 6月11日(火)19時～
  - 場所 役場庁舎3階 大会議室
- ②縦覧
  - 日時 6月13日(木)～26日(水) 8時30分～17時15分
  - 場所 まちづくり課
- ③共通事項
  - 対象 当該地区内の土地の所有者などの利害関係者と住民

平成25年度 水道検針・集金事務委託者

委託者名	担当地区
大野 光	宗意原・今新開
大石 知津	北黒田・宗意原・新立
山本 巴千代	西高柳・北黒田西・南黒田
楠野 千恵子	北黒田東・新立・宗意原
稲垣 真由美	神崎・塩屋
加藤 初恵	大間・昌農内
増田 恵美	新立・本村
平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
高橋 季美枝	筒井
戎屋 多恵子	筒井
矢野 ちさと	西古泉
池内 桂子	北川原・南黒田
渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田 弥生	徳丸・中川原・出作・鶴吉
松田 未幸	永田・東古泉・大溝
森本 由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
松本 正子	新立・宗意原
戒田 京子	塩屋
阪東 利美	塩屋南
西森 文子	北黒田東
大野 光	新立(駅東)

上下水道課水道業務係 ☎985-4133

復興の 未来と生命 照らす水

6月1日～7日

水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。  
 ①家の蛇口を全部閉める。②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回ってないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

上下水道課 (料金) ☎985-4133 (工事) ☎985-4229  
 ※漏水修理については、町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ依頼してください